

## 加古川市人権アドバイザーの委嘱に関する要綱

平成28年3月11日市民部長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市人権アドバイザー設置規則（平成27年規則第7号。以下「規則」という。）第3条の規定により加古川市人権アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として委嘱される者の職務及び報償金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 アドバイザーは、規則第5条に規定する業務に従事する。

### (報償金)

第3条 アドバイザーの報償金の額は、月額32,000円とする。

### (報償金の支払方法)

第4条 報償金は、新たにアドバイザーとなった者にはその日から支払い、アドバイザーが離職したときはその日まで、死亡したときはその月まで支払う。

- 2 前項の規定により報償金を支払う場合であって、その月分の全額を支払うこととなるとき以外のときは、その報償金の額は、その月の日数を基礎として、日割りによって計算する。
- 3 前項の規定により計算して得た報償金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。
- 4 報償金は、アドバイザーが月のうち1日も業務に従事しなかったときは、支払わない。
- 5 報償金は、規則7条の規定に基づき、アドバイザーから提出された活動状況報告書により、従事内容を確認した後に支払うものとする。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。